

## 交付図書の訂正について

令和5年3月7日付けで入札公告を行った「秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者に送付致します。

令和 5年5月18日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 田仲 博幸

### 【訂正内容】

- ・入札公告（説明書）

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

秋田自動車道  
秋田自動車道北上西地区道路詳細設計

交付図書正誤表

令和 5年 5月

東日本高速道路株式会社 東北支社

横手工事事務所

対象	誤	正	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
入札公告(説明書) 技術評価項目及び評価基準 参考業務規模	<p>技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公募型プロポーザル方式 技術者評価型</th> <th>技術評価点(満点)</th> <th>100点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価項目</td> <td colspan="3">評価基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の技術者資格</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の同種業務の実績</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の技術者資格</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の同種業務の実績</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務への取り組み姿勢</td> <td colspan="3">次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2">注) 業務への取り組み姿勢(技術提案書様式3-1)は、すべての対象業務に共通する技術提案内容を作成するものとし、業務計画工程表(技術提案書様式3-2)は業務ごとに作成するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参考業務規模</td> <td colspan="3">次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考業務規模(税込)</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 93百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 104百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術提案書に関するヒアリング</td> <td colspan="3">(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ、配置予定管理技術者の業務経験について ロ、業務の取組姿勢について ハ、総額について ニ、参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	公募型プロポーザル方式 技術者評価型		技術評価点(満点)	100点	評価項目	評価基準			配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定	配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない			配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定	配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない			業務への取り組み姿勢	次の基準で評価する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点	注) 業務への取り組み姿勢(技術提案書様式3-1)は、すべての対象業務に共通する技術提案内容を作成するものとし、業務計画工程表(技術提案書様式3-2)は業務ごとに作成するものとする。		参考業務規模	次の基準で評価する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。	-	・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考業務規模(税込)</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 93百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 104百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		参考業務規模(税込)	配点	①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 93百万円		②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 104百万円		③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円		技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。			イ、配置予定管理技術者の業務経験について ロ、業務の取組姿勢について ハ、総額について ニ、参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。			<p>技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公募型プロポーザル方式 技術者評価型</th> <th>技術評価点(満点)</th> <th>100点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価項目</td> <td colspan="3">評価基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の技術者資格</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定管理技術者の同種業務の実績</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の技術者資格</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の経験及び能力</td> <td rowspan="2">資格・実績等</td> <td rowspan="2">配置予定照査技術者の同種業務の実績</td> <td>次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務への取り組み姿勢</td> <td colspan="3">次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2">注) 業務への取組姿勢(技術提案書様式3-1)は、すべての対象業務に共通する技術提案内容を作成するものとし、業務計画工程表(技術提案書様式3-2)は業務ごとに作成するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参考業務規模</td> <td colspan="3">次の基準で評価する。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考業務規模(税込)</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 91百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 103百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術提案書に関するヒアリング</td> <td colspan="3">(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ、配置予定管理技術者の業務経験について ロ、業務の取組姿勢について ハ、総額について ニ、参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	公募型プロポーザル方式 技術者評価型		技術評価点(満点)	100点	評価項目	評価基準			配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定	配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない			配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定	配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない			業務への取り組み姿勢	次の基準で評価する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点	注) 業務への取組姿勢(技術提案書様式3-1)は、すべての対象業務に共通する技術提案内容を作成するものとし、業務計画工程表(技術提案書様式3-2)は業務ごとに作成するものとする。		参考業務規模	次の基準で評価する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。	-	・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考業務規模(税込)</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 91百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 103百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		参考業務規模(税込)	配点	①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 91百万円		②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 103百万円		③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円		技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。			イ、配置予定管理技術者の業務経験について ロ、業務の取組姿勢について ハ、総額について ニ、参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。			訂正
公募型プロポーザル方式 技術者評価型		技術評価点(満点)	100点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
評価項目	評価基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イ NEXCO東日本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ロ 中日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ハ 西日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ニ 国土交通省(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヘ 各都道府県(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ト 各市町村(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
以下の場合に加点しない		0点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イ NEXCO東日本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ロ 中日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ハ 西日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ニ 国土交通省(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヘ 各都道府県(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ト 各市町村(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
以下の場合に加点しない		0点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
業務への取り組み姿勢	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点	注) 業務への取り組み姿勢(技術提案書様式3-1)は、すべての対象業務に共通する技術提案内容を作成するものとし、業務計画工程表(技術提案書様式3-2)は業務ごとに作成するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
評価基準	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参考業務規模	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。	-	・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考業務規模(税込)</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 93百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 104百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		参考業務規模(税込)	配点	①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 93百万円		②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 104百万円		③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
評価基準	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
参考業務規模(税込)	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 93百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 104百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	イ、配置予定管理技術者の業務経験について ロ、業務の取組姿勢について ハ、総額について ニ、参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
公募型プロポーザル方式 技術者評価型		技術評価点(満点)	100点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
評価項目	評価基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イ NEXCO東日本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ロ 中日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ハ 西日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ニ 国土交通省(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヘ 各都道府県(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ト 各市町村(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
以下の場合に加点しない		0点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>非特定</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点		③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の①に該当する	10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定照査技術者に求める事項「技術者資格」の②及び③に該当する	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	③上記に該当しない	非特定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ NEXCO東日本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 中日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 西日本高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国土交通省(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ヘ 各都道府県(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 各市町村(道路事業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点	①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点	イ NEXCO東日本			ロ 中日本高速道路株式会社			ハ 西日本高速道路株式会社			ニ 国土交通省(道路事業)			ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社			②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点	ヘ 各都道府県(道路事業)			ト 各市町村(道路事業)			以下の場合に加点しない		0点	③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
評価基準	評価	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務		10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イ NEXCO東日本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ロ 中日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ハ 西日本高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ニ 国土交通省(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務		5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヘ 各都道府県(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ト 各市町村(道路事業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
以下の場合に加点しない		0点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③上記に該当しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
業務への取り組み姿勢	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点	注) 業務への取組姿勢(技術提案書様式3-1)は、すべての対象業務に共通する技術提案内容を作成するものとし、業務計画工程表(技術提案書様式3-2)は業務ごとに作成するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
評価基準	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
参考業務規模	次の基準で評価する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。	-	・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考業務規模(税込)</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 91百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 103百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		参考業務規模(税込)	配点	①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 91百万円		②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 103百万円		③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
評価基準	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
参考業務規模(税込)	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
①秋田自動車道 西和賀地区道路詳細設計 91百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②秋田自動車道 小荒沢地区道路詳細設計 103百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③秋田自動車道 北上西地区道路詳細設計 89百万円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	イ、配置予定管理技術者の業務経験について ロ、業務の取組姿勢について ハ、総額について ニ、参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		